

EU—ロシアからの輸入に対する AD 措置及び費用調整方式

(パネル報告 WT/DS494/R, 配布日 2020 年 7 月 24 日)

2022 年 2 月 9 日

小寺 智史 (西南学院大学)

1. 事案の概要

- 本件は、EU がアンチ・ダンピング (AD) の原調査及びサンセット・レビューの際に用いる「費用調整方式 (Cost Adjustment Methodologies)」の AD 協定等との整合性について、ロシアが申し立てた事案である。
- 本件において、ロシアは、費用調整方式及び AD 基本規則それ自体 (as such) が AD 協定等に違反すると主張した。また、ロシアは、ロシア産產品 (溶接管及び硝酸アンモニウム) に対する AD 措置のサンセット・レビューに関して、EU による AD 協定等の違反を主張した。
- 本件において、パネルは、EU の費用調整方式の存在を認定したうえで、同方式それ自体 (as such) の AD 協定違反を認定した。また、ロシア産產品に対する AD 措置のサンセット・レビューに関して、輸入溶接管については費用調整方式の下での費用記録の拒否が AD 協定に違反すると認定した。また、硝酸アンモニウムについては、手続および対象產品の範囲に関するロシアの主張は認容されたが、それ以外のロシアの主張は排斥された。

2. 主要論点と結論

(1) EU の費用調整方式

- ロシアは、費用調整方式は EU の AD 基本規則に明文で規定されていないものの、「一般的かつ将来に向かって適用される」措置として存在していると主張した。パネルは、費用調整方式が長期間にわたって一貫的かつ体系的に適用されてきたことなど根拠に、ロシアの主張を認めた (para.7.62)
- ロシアは、AD 協定 2.2.1.1 条の第 2 要件は、記録費用の「合理性」を調査当局が評価することを許すように解釈されるべきではなく、費用調査方法はこのような評価を定めるものであり、AD 協定 2.2.1.1 条に違反すると主張した。パネルは、費用調整方式は、記録された費用の「合理性」を市場価格と比較して評価し、両者間に著しい価格差があれば費用記録を拒否するものであるが、これは AD 協定 2.2.1.1 条の第 2 条件の下での十分な根拠とはならないなどの理由から、EU の同条違反を認定した (para.7.107)。
- ロシアは、EU の費用調整方式は、正常価額の計算において「原産国における生産費」以外の費用 (国外の代替投入費用) を用いていることから、AD 協定 2.2 条に違反すると主張した。パネルは、EU の費用調整方式は、国外の費用情報が原産国における生産

費を反映または代表するか否かを立証せず、またいかに反映または代表するかを説明するものではなく、同方式がAD協定 2.2 条に違反すると認定した (para.7.131)。

(2) EU の AD 基本規則

- ロシアは、AD基本規則 2 条 3 項第 1 サブパラグラフの「ただし、それら価格は代表的な価格である場合に限る」という但書の文言は、輸出価格のみならず原産国における生産費にも適用され、政府規制による「歪曲」のない価格のみを「代表的な価格」とするEU当局の措置は、AD 協定 2.2 条に違反すると主張した。パネルは、同サブパラグラフの文言などを検討し、但書は輸出価格のみに適用されるとし、ロシアの主張を退けた (paras.7.140-7.170)。
- ロシアは、AD 協定 2.2 条の「市場が特殊な状況にある」とは、GATT 附属書 1 「注釈及び補足規定」の 6.1 条注釈 2 が定める場合に限定されるが、EU の AD 基本規則 2 条 3 項第 2 サブパラグラフは、「価格が人為的に低い」場合に市場が特殊な状況にあることを認めており、AD 協定 2.2 条に違反すると主張した。パネルは、AD 協定 2.2 条の文言から、同条の「市場が特殊な状況にある」が GATT6.1 条注釈 2 の定める状況に限定されないとして、ロシアの主張を排斥した (paras.7.175-7.193)。

(3) 輸入溶接管に対する AD 措置

- ロシアは、EU はサンセット・レビューにおける費用記録の却下及び国外の代替費用の使用により、AD協定に違反したと主張した。パネルは、EU はサンセット・レビューにおいても、費用調整方式と同様、AD 協定 2.2.1.1 条第 1 文が定める第 2 条件を不適切に適用し費用記録を却下したことで、AD 協定 2.2.1.1 条に違反したと認定した (paras.7.239-7.253)。さらにパネルは、同条に違反した方法で算定された生産費に基づき「通常の商取引」テストを実施し、またダンピングの存続または再発を決定したことで、EU は 2.2.1 条及び 11.3 条に違反したと認定した (paras.7.259-7.274)。

(4) 硝酸アンモニウムに対する AD 措置

- ロシアは、サンセット・レビューの開始が「正当に裏付けられた要請」に基づいていなかったとして、AD 協定 11.3 条に違反すると主張した。パネルはロシアが示した 4 つの根拠のうち 3 つは否定した。他方で、申請者が提出したダンピング・マージンについては、申請者が提出した構成正常価額が原産国における生産費に基づくものか否かを検証しなかったことで、EU は 11.3 条に違反したと認定した (paras.7.348-7.349)。
- ロシアは、硝安に関するサンセット・レビューにおいて、欧州委員会が価格下回りの適切な計算を行わなかったことなどから、AD 協定 11.3 条に違反したと主張した。パネルは、AD 協定 3 条の諸要件はサンセット・レビューには直接適用されないとし、EU は 11.3 条のもとでは価格下回り分析は必ずしも求められておらず、同条に違反していないとした (paras.7.397-7.405)。
- ロシアは、価格約束の対象であるロシアの輸出者の価格や、AD 措置が賦課されていない産品（安定化硝安）の価格を考慮しなかったことで、EU は 11.3 条に違反したと主

張した。パネルは、価格約束の対象輸出者の価格は、ロシアの生産者・輸出者の将来行動を示す信頼ある指標とみなせないことなどを理由に、ロシアの主張を排斥した（paras.7.414-7.419）。また、欧州委員会の決定は、ロシアの第三国への輸出価格などの様々な要因に基づくものであり、EU は実証的証拠及び客観的検討に基づいて決定を行う義務を果たしたと判断した（para.7.410-7.411）。

- ロシアは、EU が不正確または不完全なデータに基づき損害の存続・再発可能性を決定したことで、AD 協定 3.4 条、4.1 条及び 11.3 条に違反したと主張した。パネルは、3 条はサンセット・レビューに直接適用されないとし、11.3 条及び 4 条に基づきロシアの主張を検討した結果、EU による違反は認定されないとし、ロシアの主張を排斥した（paras.7.429-7.451）。
- ロシアは、EU は域内の将来の消費予測その他関連事実を考慮しておらず、損害の存続・再発可能性の決定は十分な事実に基づくものではないとして、11.3 条違反を主張した。パネルは、EU は実証的証拠及び客観的検討に基づいて決定を行ったとして、ロシアの主張を排斥した（paras.7.456-7.483, paras.7.486-7.495）。
- ロシアは、ダンピング・マージンの算定は常に AD 協定 2 条に従わなければならないところ、EU は同条に不整合な決定を行ったことで、AD 協定 2.1 条、6.8 条、6.10 条及び 11.3 条に違反したと主張した。パネルは、調査当局は 11.3 条の下でダンピングの再発可能性を決定する際、調査当局はダンピング・マージンを算定する義務を負わないと判断した（para.7.514）。そのうえで、パネルは、サンセット・レビューにおいて欧州委員会はダンピング・マージンの算定を行っていないとして、2 条との整合性に関して判断を差し控えた（para.7.528）。
- ロシアは、EU はロシア輸出者が提出したダンピング不存在の証拠を考慮せず、第三国輸出価格に基づいてダンピングの再発可能性を決定したことで 11.3 条に違反したと主張した。パネルは、両輸出者は価格約束の対象となっており、価格約束の下での輸出価格は将来の行動分析にとって有益な指標ではないとし、ロシアの主張を排斥した（paras.7.535-7.540）。
- ロシアは、ロシア産硝酸に対する AD 措置が、WTO 協定に非整合的な方式（費用調整方式）で算定されたダンピング・マージンに基づいて継続的に賦課されているとして、EU の AD 協定等の違反を主張した。パネルは、ロシアの主張は WTO 加盟前の AD 協定 2 条違反の認定なしには立証できず、18.3 条によりかかる認定はできないとし、ロシアの主張を排斥した（para.7.599）。
- ロシアは、サンセット・レビューの実施に際して、EU が様々な手続的な点で AD 協定 6 条及び 11.4 条に違反したと主張した。パネルは、ロシアの輸出者が求めた証拠へのアクセスに 2～3 週間要したことで 6.1.2 条及び 11.4 条違反、「申請書の全文」を利害関係者に提供しなかったことで 6.1.3 条及び 11.4 条違反、利害関係者に正当な理由を求めず、また利害関係者から正当な理由の提出を受けずに一部の文書を守秘扱いとし

たことで 6.5 条及び 11.4 条違反を認定した (paras.7.604-7.615, paras.7.620-7.625, paras.7.634-7.647)。

3. 本件判断の意義

- AD 協定 2.2 条の「特殊な市場状況」が GATT6.1 条注釈 2 の規定する状況に限定されず、費用が人為的に低い場合も含むことが明示された。
- 費用調整方式の WTO 協定整合性について、EU—アルゼンチン産バイオディーゼルに対する AD 措置事件パネル・上級委報告など過去の先例が提示した解釈枠組みが依然として妥当することが示された。
- AD 協定 11.3 条がサンセット・レビューにおいても一定の実体的な規律を及ぼすことが確認された。また、価格約束が存在する事例において、第三国輸出価格その他の要素による損害可能性分析が、AD 協定 11.3 条の「実質的な証拠」及び「客観的な検討」に基づくものと認定された。

EU—ロシアからの輸入に対する AD 措置及び費用調整方式
(パネル報告 WT/DS494/R, 配布日 2020 年 7 月 24 日)

2022 年 2 月 9 日

小寺 智史 (西南学院大学)

I. 事実の概要

本件は、EU がアンチ・ダンピング (AD) の原調査及びサンセット・レビューの際に用いる「費用調整方式 (Cost Adjustment Methodologies)」の WTO 協定整合性が争われた事案である。費用調整方式とは、原産国における生産費の算定の際、輸出者／生産者が記録した投入費用が人為的に低い、または政府規制その他によって歪曲されている場合、当該記録費用を拒否し、原産国以外のデータで代替または調整する方式である。

ロシアは、EU は費用調整方式に基づいて原調査及びサンセット・レビューを行っており、同方式及び AD 基本規則それ自体 (as such) が AD 協定等に違反すると主張した。また、ロシアは、ロシア産産品 (溶接管及び硝酸アンモニウム) に対する AD 措置のサンセット・レビューに関して、EU による AD 協定等の違反を主張した。

II. 手続の時系列

2015 年	5 月 7 日	協議要請
2016 年	11 月 7 日	パネル設置要請
2018 年	12 月 16 日	パネル設置
2020 年	7 月 24 日	パネル報告書配布

(パネリスト : Usha Dwarka-Canabady (Chairperson), Jan Heukelman, Arie Reich)

III. パネル報告要旨

1. EU の費用調整方式

ロシアによれば、EU が AD 措置手続において、調査対象である生産者または輸出者の生産費を算定するにあたり明文化されていない措置 (以下、費用調査方式) に依拠しており、同方式はそれ自体として (as such)、AD 協定 2.2.1.1 条及び 2.2 条に違反する (paras.7.7-7.10)。

(1) 費用調整方式の存在の立証

ロシアは、費用調整方式は EU の AD 基本規則に明文で規定されていないものの、「一般的かつ将来に向かって適用される (general and prospective application)」措置として存在していると主張した (paras.7.12-7.17)。

パネルによれば、ロシアが存在すると主張する費用調整方式は次の 2 つの要素からなる。

- (a) 調査対象の生産者または輸出者の記録に反映された投入費用が著しく低く、若しくは政府規制または原産国の調査当局によって「歪曲」と認定された状況の影響を受けたものである場合、記録された費用を拒否すること。
- (b) 調整された費用が原産国の生産費を示すことを確保せずに、国外の投入費用のデータを用いて、記録された費用を代替または調整すること。(para.7.28)

パネルは、ロシアが参照した 2005 年から 2019 年までの 15 年間の欧州委員会の決定等から、原産国政府の規制または他の政府措置の影響により、関連投入物の国内費用が他の市場よりも著しく低い証拠がある場合、費用調整方式が体系的に適用されてきた、と認定した(para.7.47)。

そのうえで、パネルは、費用調整方式が 15 年という長期にわたって適用されてきたことなどから、同方法が「一般的に適用される措置」とであると認定した(para.7.54)。さらに、パネルは (i) 同方法が長期間にわたって一貫的かつ体系的に適用されてきた、(ii) 同方法が欧州一般裁判所によって支持されてきた、(iii) 少なくとも 2019 年以降、欧州委員会は同方法を適用するために、欧州一般裁判所による支持を「法原則 (principle of law)」として依拠してきたことを理由として(para.7.62)、費用調整方式が「将来に向かって適用される措置」とであると認定した(para.7.62)。

(2) 費用調整方式と AD 協定 2.2.1.1 条

【AD 協定 2.2.1.1 条】

2.2.の規定の適用上、費用については、通常、調査の対象となる輸出者又は生産者が保有している記録に基づいて算定する。ただし、その記録が、輸出国において一般的に認められている会計原則に従ったものであり、かつ、検討の対象となる製品の生産及び販売に係る費用を妥当に反映していること (reasonably reflect the costs associated with the production and sale of the product under consideration)を条件とする(以下、略)。

ロシアは、AD 協定 2.2.1.1 条の第 2 要件は、記録費用の「合理性」を調査当局が評価することを許すように解釈されるべきではなく、費用調査方法はこのような評価を定めるものであり、AD 協定 2.2.1.1 条に違反すると主張した(paras.7.84-7.86)。それに対して、EU は、AD 協定 2.2.1.1 条第 1 文の「通常」及び「2.2 の規定の適用上」という文言から、同条が定める 2 つの条件以外の場合でも、記録されたデータや情報を拒否できると主張した(paras.7.87-7.90)。

パネルは、EU—アルゼンチン産バイオディーゼル事件及びウクライナ—硝酸アンモニウムに対する AD 措置事件パネル・上級委報告を参照し、原産国における政府措置の存在は、記録が費用を妥当に反映していないと結論づけるには十分ではないと指摘した(para.7.98)。そのうえで、本件での費用調整方式における記録拒否の根拠は両事案で不十分と判断されたものと同一であり、拒否の決定的要因は、投入費用が国家により統制されており、市場価

格よりも著しく低いことであった、と認定した（para.7.101）。パネルによれば、費用調整方式は、記録された費用の「合理性」を市場価格と比較して評価し、両者間に著しい価格差があれば費用記録を拒否するものであるが、これはAD協定2.2.1.1条の第2条件の下での十分な根拠とはならない（para.7.102）。また、EUの「通常」という文言に関する主張について、パネルは、EUが当該文言に基づいて費用調整方式を適用したことを示す証拠はない、とした（para.7.105）。以上から、パネルは、EUの費用調整方式はAD協定2.2.1.1条第1文に違反すると認定した（para.7.107）。

（3）費用調整方式とAD協定2.2条

【AD協定2.2条】

輸出国の国内市場の通常の商取引において同種の製品の販売が行われていない場合又は市場が特殊な状況にあるため若しくは輸出国の国内市場における販売量が少ないために、そのような販売によっては適正な比較を行うことができない場合には、ダンピングの価格差については、適当な第三国に輸出される同種の製品の比較可能な価格（代表的な価格である場合に限る。）との比較により、又は原産国における生産費に管理費、販売経費、一般的な経費及び利潤としての妥当な額を加えたものとの比較により決定する。

ロシアは、EUの費用調整方式は、正常価額の計算において「原産国における生産費」以外の費用（国外の代替投入費用）を用いていることから、AD協定2.2条に違反すると主張した（paras.7.112-116）。それに対して、EUは、EU—アルゼンチン産バイオディーゼル事件上級委報告に依拠し、原産国以外の生産費に関する情報であっても、原産国における生産費を適切に算定または算定可能である場合、調査当局は当該情報を探索できると主張した（paras.7.117-7.119）。

パネルは、欧州委員会は「代表的」とみなす他の市場の情報を用いて費用調整を行っており、ほぼすべての決定において、原産国から他の仕向地に輸出された場合の関連費用の平均に基づいて調整を行ったと認定した（para.7.124）。しかし、パネルは、EUの費用調整方式は、国外の費用情報が原産国における生産費を反映または代表するか否かを立証せず、またいかに反映または代表するかを説明するものではなく（para.7.128）、同方式がAD協定2.2条に違反すると認定した（para.7.131）。

2. EUのAD基本規則

（1）EUのAD基本規則2条3項第1サブパラグラフ

【AD基本規則2条3項第1サブパラグラフ】

通常の商取引において同種の製品の販売が行われていない若しくは十分に行われていない場合または市場が特殊な状況にあるため、そのような販売によっては適正な比較を行うことができない場合には、同種の製品の正常価額は、原産国における生産費に販売経

費、管理費、一般的な経費及び利潤としての妥当な額を加えたもの、または通常の商取引における適当な第三国輸出価格に基づいて決定する。ただし、それら価格は代表的な価格である場合に限る。

When there are no or insufficient sales of the like product in the ordinary course of trade, or where, because of the particular market situation, such sales do not permit a proper comparison, the normal value of the like product shall be calculated on the basis of the cost of production in the country of origin plus a reasonable amount for selling, general and administrative costs and for profits, or on the basis of the export prices, in the ordinary course of trade, to an appropriate third country, provided that those prices are representative.

ロシアは、AD 基本規則 2 条 3 項第 1 サブパラグラフの「ただし、それら価格は代表的な価格である場合に限る」という但書の文言は、輸出価格のみならず原産国における生産費にも適用され、政府規制による「歪曲」のない価格のみを「代表的な価格」とする EU 当局の措置は、AD 協定 2.2 条に違反すると主張した (paras.7.132-7.135)。これに対して、EU は、但書は輸出価格のみに適用されると主張した (para.7.138)。

パネルは、AD 基本規則 2 条 3 項第 1 サブパラグラフの文言、欧州委員会の声明、AD 基本規則の他の条文、EU 諸規則、EU 調査当局の実行、EU 一般裁判所の判決などを検討し、但書は輸出価格のみに適用されるとし、ロシアの主張を退けた (paras.7.140-7.170)。

(2) EU の AD 基本規則 2 条 3 項第 2 サブパラグラフ

【AD 基本規則 2 条 3 項第 2 サブパラグラフ】

特に価格が人為的に低い場合、バーター貿易が著しく行われている場合、または非商業的な加工取極めが存在する場合、第 1 サブパラグラフにおける関係製品について市場が特殊な状況にあるとみなされる。

A particular market situation for the product concerned within the meaning of the first subparagraph may be deemed to exist, inter alia, when prices are artificially low, when there is significant barter trade, or when there are non-commercial processing arrangements.

【GATT 附属書 1 「注釈及び補足規定」 6.1 条注釈 2】

2 貿易の完全な又は実質的に完全な独占を設定している国ですべての国内価格が国家により定められているものからの輸入の場合には、1 の規定の適用上比較可能な価格の決定が困難であり、また、このような場合には、輸入締約国にとって、このような国における国内価格との厳密な比較が必ずしも適当でないことを考慮する必要があることを認める。

ロシアは、AD 協定 2.2 条の「市場が特殊な状況にある」とは、「the」という定冠詞が用いられていることや「situation」が単数形であることなどから、GATT 附属書 1 「注釈及び補足規定」の 6.1 条注釈 2 が定める場合、すなわち「貿易の完全な又は実質的に完全な独占を設定している国ですべての国内価格が国家により定められている」場合に限定されると解釈した。AD 基本規則 2 条 3 項第 2 サブパラグラフは、「価格が人為的に低い」場合に市場が特殊な状況にあることを認めており、代替的な手法で正常価額を決定する状況を追加しているとし、AD 協定 2.2 条に違反すると主張した (paras.7.171-7.172)。

パネルは、AD 協定 2.2 条の文言から、同条の「市場が特殊な状況にある」が GATT 6.1 条注釈 2 の定める状況に限定されないとして、ロシアの主張を排斥した (paras.7.175-7.193)。

(3) EU の AD 基本規則 2 条 5 項第 2 サブパラグラフ

【AD 基本規則 2 条 5 項第 2 サブパラグラフ】

検討の対象となる製品の生産及び販売に係る費用が関係当事者の記録に妥当に反映されていない場合、当該費用は、同一の国における他の生産者若しくは輸出者の費用に基づき、またはかかる情報が入手不可能若しくは利用不可能な場合、他の合理的な基礎（他の代表的な市場の情報を含む）に基づき、修正または調整される。

If costs associated with the production and sale of the product under investigation are not reasonably reflected in the records of the party concerned, they shall be adjusted or established on the basis of the costs of other producers or exporters in the same country or, where such information is not available or cannot be used, on any other reasonable basis, including information from other representative markets.

ロシアは、AD 基本規則 2 条 5 項第 2 サブパラグラフは「かかる情報が入手不可能若しくは利用不可能な場合、他の合理的な基礎（他の代表的な市場の情報を含む）に基づき」という文言により、欧州委員会が AD 協定に従って生産費の計算や正常価額の計算をすることを妨げているとし、それ自体 AD 協定 2.2 条及び 2.2.1.1 条に違反すると主張した (paras.7.202-7.205)。

パネルは、費用調整方式に関する検討で示した AD 協定 2.2 条の解釈に基づき、AD 規則 2 条 5 項は AD 協定に従った計算を妨げていないとして、ロシアの主張を排斥した (paras.7.206-7.225)。

3. 輸入溶接管に対する AD 措置

欧州委員会は、2008 年に輸入溶接管に対して AD 税を賦課し、2013 年に開始したサンセット・レビューの結果、2015 年にさらに 5 年間延長した。ロシアは、EU はサンセット・レビューにおける費用記録の却下及び国外の代替費用の使用により、AD 協定 2.2.1.1 条、

2.2.1 条及び 11.3 条に違反したと主張した (paras.7.226-7.227)。

パネルは、EU はサンセット・レビューにおいても、費用調整方式と同様、AD 協定 2.2.1.1 条第 1 文が定める第 2 条件を不適切に適用し費用記録を却下したことで、AD 協定 2.2.1.1 条に違反したと認定した (paras.7.239-7.253)。さらにパネルは、同条に違反した方法で算定された生産費に基づき「通常の商取引」テストを実施し、またダンピングの存続または再発を決定したことで、EU は 2.2.1 条及び 11.3 条に違反したと認定した (paras.7.259-7.274)。

4. 硝酸アンモニウムに対する AD 措置

EU は 1995 年にロシア産硝酸アンモニウム（以下、硝安）に初めて AD 措置を課し、その後、数度にわたって当該措置を延長した。ロシアは、22 の点において（ロシアによるパネル設置要求 (WT/DS494/4) の Section III.B 参照）、当該延長を導いたサンセット・レビューが AD 協定等の WTO 協定に違反すると主張した。

パネルは、ロシアの 22 の主張を①サンセット・レビューの対象製品の範囲、②損害の存続・再発の可能性、③ダンピングの存続・再発の可能性、④AD 措置の継続的賦課、⑤サンセット・レビューの実施（手続に関する主張）の 5 つに分類し、この順序で検討を行った (para.7.275-7.276)。

なお、パネルは、AD 協定 18.3 条により、ロシアが 2012 年に WTO に加盟する以前の措置について WTO 協定は適用されないとする EU の先決的抗弁を認め、加盟以前の EU の調査や措置は判断しなかった (paras. 7.278-7.294)。

(1) サンセット・レビューの対象製品の範囲

ロシアは、安定化硝安及び工業用グレード硝安は、当初調査対象となった肥料用グレード硝安と異なるにもかかわらず、EU は両製品に関して AD 調査、ダンピング決定及び損害決定を行っておらず、AD 協定及び GATT の諸規定に違反すると主張した (paras.7.295-7.301)。それに対して、EU は、硝安に対する AD 措置はロシアが WTO に加盟する以前のものであり、AD 協定の規律外であると主張した (para.7.302)。パネルは、ロシアの WTO 加盟以前の措置は検討から除外されるとし、また加盟後の 2014 年の EU 規制によっても対象製品の範囲の拡大は認められないとして、ロシアの主張を排斥した (paras.7.304-7.321)。

ロシアは、サンセット・レビューの開始が「正当に裏付けられた要請」に基づいていなかったとして、AD 協定 11.3 条に違反すると主張した (paras.7.322)。パネルは、過去の先例にない、AD 協定 5.3 条の基準はサンセット・レビューには適用されず、11.3 条における同レビューの判断基準とは、申請者がダンピング及び損害が再発することを示す十分な証拠が提供したか否かであることを確認した (para.7.333, 7.348)。パネルはロシアが示した 4 つの根拠のうち 3 つは否定した。他方で、申請者が提出したダンピング・マージンについては、「正当に裏付けられた」という要件は申請者及び調査当局に高い証拠水準を求めると述

べたうえで、申請者が提出した構成正常価額が原産国における生産費に基づくものか否かを検証しなかったことで、EU は 11.3 条に違反したと認定した (paras.7.348-7.349)。

(2) 損害の存続・再発の可能性

ロシアは、硝安に関する第三次サンセット・レビュー (2014 年) において、欧州委員会が価格下回り (price undercutting) の適切な計算を行わなかったことなどから、AD 協定 11.3 条に違反したと主張した (paras.7.359-7.360)。パネルは、米国—日本製表面処理鋼板 サンセット・レビュー事件上級委報告、EU—中国製革靴に対する EU の AD 措置事件パネル報告、米国—アルゼンチン産 OCTG サンセット・レビュー事件上級委報告を参照し、AD 協定 3 条の諸要件はサンセット・レビューには直接適用されないと判示した (ただし、11.3 条における義務の解釈に関連しうる) (paras.7.377-7.383)。そのため、パネルは、EU は 11.3 条のもとでは価格下回り分析は必ずしも求められておらず、同条に違反していないとした (paras.7.397-7.405)。

続いて、ロシアは、価格約束の対象であるロシアの輸出者の価格や、AD 措置が賦課されていない産品 (安定化硝安) の価格を考慮しなかったことで、EU は 11.3 条に違反したと主張した。この点、パネルは、価格約束終了後に輸出者がどのように価格設定するかは不明確であるため、価格約束の対象輸出者の価格は、ロシアの生産者・輸出者の将来行動を示す信頼ある指標とみなせず (paras.7.409-7.410)、また、AD 措置が賦課されていない産品が AD 措置終了後の価格動向を表す最良のベンチマークとは言えないとして、ロシアの主張を排斥した (paras.7.414-7.419)。また、欧州委員会の決定は、ロシアの第三国への輸出価格、ロシアの生産余力、EU 及び他国市場の魅力などの様々な要因に基づくものであり、これら要素や欧州委員会による分析は、将来に向かった (forward-looking) アプローチを採用し、実証的証拠及び客観的検討に基づいて決定を行う義務に妥当かつ整合的である、と判断した (para.7.410-7.411)。

また、ロシアは、EU が代表的ではない生産者のサンプルデータなど、不正確または不完全なデータに基づき損害の存続・再発可能性を決定したことにより、AD 協定 3.4 条、4.1 条及び 11.3 条に違反したと主張した (paras.7.427-7.428)。パネルは、3 条はサンセット・レビューに直接適用されないとし、11.3 条及び 4 条に基づきロシアの主張を検討した結果、EU による違反は認定されないとし、ロシアの主張を排斥した (paras.7.429-7.451)。

さらに、ロシアは、EU は域内の将来の消費予測その他関連事実を考慮しておらず、損害の存続・再発可能性の決定は十分な事実に基づくものではないとして、11.3 条違反を主張した (paras.7.452-7.454)。パネルは、EU は実証的証拠及び客観的検討に基づいて決定を行ったとして、ロシアの主張を排斥した (paras.7.456-7.483)。また、ロシアの生産余力や同余力を吸収する第三国市場の能力に関する決定についても、EU は実証的証拠及び客観的検討に基づいて決定を行ったとして、ロシアの主張を排斥した (paras.7.486-7.495)。

(3) ダンピングの存続・再発の可能性

EU は、ロシア産硝安の第三国輸出価格がダンピング価格であること、地理的近接性からロシアが EU に輸出するための生産余力を有していること、EU 市場がロシアの硝安輸出者にとって魅力的であることから、ダンピングの再発可能性を認定した (paras.7.498-7.499)。ロシアは、ダンピング・マージンの算定は常に AD 協定 2 条に従わなければならないところ、EU は同条に不整合な決定を行ったことで、AD 協定 2.1 条、6.8 条、6.10 条及び 11.3 条に違反したと主張した (para.7.502)。

パネルは、米国―日本製表面処理鋼板サンセット・レビュー事件上級委報告その他過去の判例を参照し、調査当局はダンピング・マージンを算定する際には 2 条の規律に服するものの、11.3 条の下でダンピングの再発可能性を決定する際、調査当局はダンピング・マージンを算定する義務を負わないと判断した (para.7.514)。そのうえで、パネルは、サンセット・レビューにおいて欧州委員会はダンピング・マージンの算定を行っていないとして、2 条との整合性に関して判断を差し控えた (para.7.528)。

ロシアは、EU はロシア輸出者 (EuroChem, Acron) が提出したダンピング不存在の証拠を考慮せず、第三国輸出価格に基づいてダンピングの再発可能性を決定したことで 11.3 条に違反したと主張した (paras.7.531-7.532)。それに対して、EU は、両輸出者は価格約束の対象となっており、価格約束の下での輸出価格は将来の行動分析にとって有益な指標ではないと主張した (paras.7.533-7.534)。パネルは、EU の主張を認め、ロシアの主張を排斥した (paras.7.535-7.540)。なお、パネルはロシアによるその他主張もすべて却下した (paras.7.542-7.583)。

(4) AD 措置の継続的賦課

ロシアは、ロシア産硝安に対する AD 措置が、WTO 協定に非整合的な方式 (費用調整方式) で算定されたダンピング・マージンに基づいて賦課され、その後も継続されているとして、EU が AD 協定及び GATT 上の各種義務に違反したと主張した (paras.7.584-7.586)。パネルは、ロシアの主張は WTO 加盟前の AD 協定 2 条違反の認定なしには立証できず、18.3 条によりこのような認定はできないとし (para.7.593)、ロシアの主張を排斥した (para.7.599)。

(5) サンセット・レビューの実施 (手続に関する主張)

ロシアは、サンセット・レビューの実施に際して、EU が様々な点で AD 協定 6 条及び 11.4 条に違反したと主張した。このうち、パネルは、ロシアの輸出者が求めた証拠へのアクセスに 2~3 週間要したことで 6.1.2 条及び 11.4 条違反 (paras.7.604-7.615)、「申請書の全文」を利害関係者に提供しなかったことで 6.1.3 条及び 11.4 条違反 (paras.7.620-7.625)、利害関係者に正当な理由を求めず、また利害関係者から正当な理由の提出を受けずに一部の文書を守秘扱いとしたことで 6.5 条及び 11.4 条違反 (paras.7.634-7.647) を認定した。

IV. 評釈

1. 本件の意義

本件で争われた費用調整方式とは、政府規制等により原材料等の中間財の価格歪曲が認められる場合に、第三国価格等の代替価格を用いて費用を調整する方式を指す。このようなダンピング・マージン算定の際の代替価格の使用は、中国等の非市場経済国に対して適用されてきた（いわゆる非市場経済方式）。

ここで問題となるのは、非市場経済国が市場経済国へと移行する場合である。当該国に対して代替価格の適用を継続するためには、非市場経済方式を別の方式へと転換する必要がある。そこで各国が導入したのが、費用調整方式である。同方式では、対象を非市場経済国に限定せず、AD 協定 2.2 条の「市場の特殊な状況（the particular market situation）」が認定されれば、代替価格を用いてダンピング・マージンを算定する¹。実際、本件で争われた EU は 2002 年に費用調整方式を導入したが、それはロシアに対して市場経済国の地位を付与したことを契機としている²。また近年では、2016 年に中国 WTO 加盟議定書 15 条が失効したことで、費用調整方式を導入する国が増加している³。なお、本件で申立国となった EU も、パネル設置後の 2017 年 12 月に AD 基本規則を改正し（No.2017/2321）、中国等の特定国を明示せず、重大な歪曲（significant distortions）があれば代替価格を使用できるとした。

このように各国が費用調整方式を導入することで、近年、同方式の WTO 協定整合性が争われている。本件パネル報告書が配布されたのは 2020 年 7 月 24 日だが、それ以前のパネル・上級委報告としては、①EU—アルゼンチン産バイオディーゼルに対する AD 措置事件（DS473）パネル・上級委報告⁴、②EU—インドネシア産バイオディーゼルに対する AD 措置事件（DS480）パネル報告⁵、③ウクライナ—硝酸アンモニウムに対する AD 措置事件（DS493）パネル・上級委報告⁶、及び④豪州—A4 コピー紙に対する AD 措置事件（DS529）

¹ 費用調整方式については、例えば次を参照。経済産業省『不公正貿易報告書（2021 年度版）』282-284 頁；Yu Yessi Lesmana and Joseph Wira Koesnaldi, “Particular Market Situation: A Newly Arising Problem or a New Stage in the Anti-Dumping Investigation?” *Asian Journal of WTO & International Health Law and Policy*, Vol.14, No.2 (2019), pp. 405-421; Weihuan Zhou and Andrew Percival, “Debunking the Myth of ‘Particular Market Situation’ In WTO Antidumping Law,” *Journal of International Economic Law*, Vol.19, No.4 (2016), pp. 863-892.

² Sherzod Shadikhodjaev, “Input Cost Adjustment and WTO Anti-Dumping Law: A Closer Look at the EU Practice,” *World Trade Review*, Vol.18, No.1 (2019), p. 82.

³ 梅島修「中国産品輸入に対する AD 税賦課：中国 WTO 加盟議定書 15 条 a 項 ii 号の失効の意味と対応策」『RIETI Discussion Paper Series 17-J-041』（2017 年）。

⁴ Panel Report, *EU – Biodiesel*, WT/DS473/R circulated on 29 March 2016; Appellate Body Report, *EU – Biodiesel*, WT/DS473/AB/R, circulated on 6 October 2016; 栗津卓郎「EU—アルゼンチン産バイオディーゼルに対する AD 措置（パネル・上級委）」『WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書（2016 年度版）』；近藤直生「調査対象産品の原材料価格の輸出税による歪曲を理由とする国際価格による正常価額の認定の可否」『国際商事法務』45 巻 5 号（2017 年）693–701 頁。

⁵ Panel Report, *EU – Biodiesel (Indonesia)*, WT/DS480/R, circulated on 25 January 2016. 小川聖史「構成正常価額の計算における利潤額の決定と上限の計算義務」『国際商事法務』47 巻 2 号（2019 年）186–195 頁。

⁶ Panel Report, *Ukraine – Ammonium Nitrate (Russia)*, WT/DS493/R, circulated on 20 July 2018; Appellate Body Report, *Ukraine – Ammonium Nitrate (Russia)*, WT/DS493/AB/R, circulated on 8

パネル報告⁷の4つがある。

これら一連の報告書を通じて、費用調整方式に対するAD協定上の規律が次第に明らかとなっており、本件パネル報告もこの流れのなかに位置づけることができる⁸。以下では、今後のAD協定の解釈上、特に注目される点を取り上げて検討する。

2. AD協定2.2条の「特殊な市場状況（the particular market situation）」

費用調整方式は、AD協定2.2条が定める構成価額の算定に用いられるため、構成価額の使用が認められる「特殊な市場状況」とはどのような場合かが問題となる。本件において、ロシアは、AD協定2.2条の「特殊な市場状況」とは、GATT6.1条注釈2が定める状況、すなわち国家により貿易が完全または実質的に完全に独占され、国家がすべての国内価格を設定する状況に限定されるとの解釈を展開した。そのうえで、ロシアは、価格が人為的に低い場合も「特殊な市場状況」とみなすEUのAD基本規則（2条3項第2サブパラグラフ）は、AD協定2.2条に違反すると主張した。この点、本件パネルはロシアの主張を排斥し、AD協定2.2条の「特殊な市場状況」とは、GATT6.1条注釈2が規定する状況に限定されず、よって、EUのAD基本規則が定める費用が人為的に低い場合も含まれ、構成価額の使用が認められるとした。

このような解釈上の争いが生じるのは、AD協定2.2条が「特殊な市場状況」を定義していないからである。従来、構成価額使用のために「特殊な市場状況」という要件はほとんど援用されず、注目を集め始めたのは近年のことである⁹。実際、WTO設立以降、「特殊な市場状況」について解釈が示されたのは、豪州—A4コピー紙に対するAD措置事件(DS529)パネル報告が最初である。同事件において、申立国であるインドネシアは、(i) 原材料費が歪曲されている状況、(ii) 国内市場販売にのみ一方的な影響を与えない状況、(iii) 政府の行為から生じる状況は「特殊な市場状況」から除外されると主張したが、パネルは、このようなインドネシアの主張を排斥した¹⁰。

本件パネル報告の意義としては、「特殊な市場状況」がGATT6.1条注釈2の規定する状況に限定されず、費用が人為的に低い場合も含むことを明示した点にある。このように「特

April 2020. 梅島修「ウクライナ—硝酸アンモニウムに対するAD措置（上級委）」『WTOパネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書（2019年度版）』；川瀬剛志「市場歪曲を理由とした生産費用記録の無視、及び重要事実開示における『十分な時間的余裕』」『国際商事法務』48巻6号（2020年）812—821頁。

⁷ Panel Report, *Australia – Anti-Dumping Measures on A4 Copy Paper*, WT/DS529/R, circulated on 4 December 2019. 北村朋史「豪州—A4コピー紙に対するAD措置：パネル報告書（WT/DS529/R）」経済産業省『WTOパネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書（2020年度版）』13—14頁；石戸信平「『市場の特殊な状況』に基づく国内価格の不採用、原材料費用歪曲と生産費用記録の不採用」『国際商事法務』48巻11号（2020年）1568—1576頁。

⁸ 本件パネル報告の評釈としては以下を参照。小川聖史「価格約束の場合のサンセット・レビューにおける損害の再発の可能性の決定」『国際商事法務』49巻4号（2021年）507—513頁。

⁹ Phillippe De Baere, Clotilde du Parc, Isabelle Van Damme, *The WTO Anti-Dumping Agreement: a detailed commentary* (Cambridge University Press, 2021), p.61.

¹⁰ Panel Report, *Australia – Anti-Dumping Measures on A4 Copy Paper*, paras.7.24-7.57.

殊な市場状況」の射程を広く解する傾向は、上述の豪州—A4 コピー紙に対する AD 措置事件パネル報告からも確認できる¹¹。実際、「特殊な市場状況」という同概念が AD 協定上明確に定義されていない以上、同概念の射程は一定程度広く解さざるを得ないだろう。よって、パネル・上級委としては、以下に検討するように、それ以外の要件の審査によって、費用調整方式に対する規律を及ぼすことが求められる。

3. 構成価額算定における「第三国コスト」の使用

「特殊な市場状況」が存在する場合、各国は構成価額に依拠してダンピング・マージンを算定することが認められる。この点、AD 協定 2.2 条は、構成価額を「原産国における生産費に管理費、販売経費、一般的経費及び利潤としての妥当な額を加えたもの」と定義している。また、AD 協定 2.2 条における費用の算定に関しては、AD 協定 2.2.2.1 条が以下のように規定している。

2.2 の規定の適用上、費用については、通常 (normally)、調査の対象となる輸出者又は生産者が保有している記録に基づいて算定する。ただし、その記録が、輸出国において一般的に認められている会計原則に従ったものであり、かつ、検討の対象となる製品の生産及び販売に係る費用を妥当に反映していること (reasonably reflect the costs associated with the production and sale of the product under consideration) を条件とする (以下、略)。

同条の第二文は、費用の算定は、2 つの条件を満たす限りにおいて、通常、調査の対象となる輸出者または保有している記録に基づいて算定することを求めている。すなわち、①輸出国において一般的に認められている会計原則に従ったものであること、及び②検討の対象となる製品の生産及び販売に係る費用を妥当に反映していること、という条件である。

この点、費用調整方式は 2 つの段階で AD 協定との整合性が問題となる。第一に、いかなる場合に、原産国の輸出者または生産者による費用記録を拒否できるか、第二に、このような記録された費用に代えて、いかなる代替価格を使用できるか、という問題である。

第一の点について、本件パネルは、AD 協定 2.2.2.1 条上、原産国における政府措置の存在だけでは、記録が費用を妥当に反映していないというためには不十分であり、記録費用と市場価格の価格差によって記録費用を拒否する EU の費用調整方式の違反を認定した。パネルも指摘するように、本件で適用されたのは、EU—アルゼンチン産バイオディーゼルに対する AD 措置事件パネル・上級委報告が提示した解釈枠組みである。同事件において、パネル・上級委は AD 協定 2.2 条の「原産国における生産費」について初めて解釈を示し、記録費用の不合理性を根拠とした拒否が認められないことを判示した¹²。この解釈枠組みに

¹¹ Phillippe De Baere, Clotilde du Parc, Isabelle Van Damme, *supra* note(9), pp.62-64.

¹² Panel Report, *EU – Biodiesel (Argentina)*, para.7.242 ; Appellate Body Report, *EU – Biodiesel*

従えば、仮に原産国の中間財価格が著しく歪曲されていたとしても、調査対象企業の記録がそれを合理的に反映している限り、当該記録を拒否することはできない。そのため、同判断は、AD 協定 2.2.2.1 条の適用範囲を厳格に解釈したもの¹³、または調査当局の裁量を大幅に制限するものと評される¹⁴。このような解釈枠組みは、ウクライナ—硝酸アンモニウムに対する AD 措置事件パネル・上級委報告でも引き継がれており、本件パネル判断もこのような傾向の延長線上に位置づけることができる。

第二の点について、EU は代替費用として原産国における生産費以外の代替費用（第三国費用）を用いて正常価額の算定を行ったが、パネルは、代替費用が原産国における生産費を反映または代表するかを立証・説明していないとして、EU の AD 協定 2.2 条違反を認定した。AD 協定 2.2 条を、原産国における生産費以外の代替費用の使用それ自体は禁止しないものの、他方で、代替費用が原産国における生産費を反映することの立証を調査当局に義務付けるものと捉える解釈は、EU—アルゼンチン産バイオディーゼルに対する AD 措置事件パネル・上級委報告で示されたものである。ただし、同事件、また本件パネル報告においても、調査当局がいかに、またどの程度立証を行えばよいのかについて具体的な指針は示されていない¹⁵。

なお、本件パネルは、AD 協定 2.2.1.1 条第一文の「通常（normally）」という文言に基づく EU の主張について、同文言に依拠して記録費用を却下したことを AD 決定が示していないとして、簡単に退けている（para.7.105）。これは、ウクライナ—硝酸アンモニウムに対する AD 措置事件（DS493）において、パネルが事後の（*ex post facto*）正当化としてウクライナの主張を排斥したことに類似している¹⁶。その結果、本件では、「通常」という文言を含む AD 協定 2.2.1.1 条第一文について、パネルが解釈を展開することはなかった（脚注 245 参照）。

本件パネル報告を含めて従来のパネル・上級委の解釈枠組みにおいて、AD 協定 2.2.2.1 条第二文に基づいて、費用調整方式の WTO 協定整合性を立証するハードルは高いといえる。これは、「特殊な市場状況」を広く解さざるを得ないことの反映とも捉えることができ、今後もこのような解釈の傾向が継続することが予想される。しかし、第一文に基づく正当化の可能性については依然として不確定であり、今後の動向に注意する必要がある。

4. サンセット・レビューにおける損害可能性分析

本件パネル報告では、AD 協定 11.3 条に基づき、WTO 加盟国のサンセット・レビューが審査された。原審査については、AD 協定 3 条が損害決定に関して詳細に規定している。そ

(Argentina), para.6.82.

¹³ 近藤・前掲注（4） 698 頁。

¹⁴ 栗津・前掲注（4） 15 頁。

¹⁵ 小川・前掲注（8） 512 頁。

¹⁶ Panel Report, *Ukraine – Ammonium Nitrate (Russia)*, para.7.80. この点については、川瀬・前掲注（6） 820 頁も参照。

れに対して、サンセット・レビューについては、証拠及び手続に関して AD 協定 6 条が準用されるものの (11.4 条)、実体的な規律としては 11.3 条が極めて簡素に定めるに過ぎない。そのため、サンセット・レビューに対する規律を強化するため、AD 協定 3 条を同レビューに適用することが可能か否かが論じられてきた。

この点、サンセット・レビューにおける損害可能性分析に AD 協定 3 条を「直接」適用できないことは過去の先例で確立しており、本件パネル報告でも同様の解釈がなされている。本件で、パネルは、調査当局は 11.3 条の下、3.2 条の価格下回り分析の実施は求められず (para.7.403)、また国内価格の押し下げ (price depression) や上昇抑制 (price suppression) に対して輸入産品が「説明力 (explanatory force)」を有するか否かの検討は義務付けられていない、と判断した (para.7.411)。

このように、AD 協定 3 条のサンセット・レビューへの直接適用は否定されるが、しかし同条が全く影響を与えないというわけではない。この点、サンセット・レビューにおける AD 協定 3 条の「間接」適用の可能性は、過去の判例でも繰り返し言及されている。例えば、米国—アルゼンチン産 OCTG サンセット・レビュー事件 (DS268) 上級委報告は次のように判示している。

しかし、サンセット・レビュー決定において、調査当局が常に 3 条の各項に列挙された諸要素を全く考慮せずともよい、というわけではない。3 条が定めるいくつかの分析は当然原審査に関連するものであるが、サンセット・レビューにおいて調査当局が「合理的な結論」に至るためにそれら分析が証拠となり、または求められる場合もあるかもしれない。この点、損害決定は「実証的な証拠」及び「客観的な検討」に基づいてなされなければならないという 3.1 条の基本的要請は、11.3 条での可能性決定にも同様に関連しうる。数量、価格効果及びダンピング輸入の国内産業への影響などの要素は、競争条件を考慮したうえで、損害可能性決定に程度の差はあれ関連しうるように思われる。同様に、調査当局は自らの判断において、損害可能性を決定する際、3 条に含まれる他の要素を考慮しうる。しかし、このような分析を実施する必要性は、3 条ではなく、当局が「合理的かつ適切な結論」を導くことを可能とする「十分な事実に基づく」に基づいて損害可能性が決定されなければならない、という 11.3 条の要請から導かれる¹⁷。

このように、11.3 条の下でも、決定は実証的な証拠及び客観的な検討に基づかなければならない、という 3.1 条の基本的要請が適用され、十分な事実に基づいて損害可能性が決定されなければならない。本件パネルも、上記箇所を引用し、「3 条の諸規定が直接適用されないとしても、11.3 条の下での義務の解釈に関連しうる」と述べている (para.7.381)。

¹⁷ Appellate Body Report, *US – Oil Country Tubular Goods Sunset Reviews*, WT/DS268/AB/R, circulated on 29 November 2004, para.284. 同事件については次を参照。阿部克則「米国—アルゼンチン産 OCTG サンセット・レビュー (パネル・上級委)」経済産業省『WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書 (2005 年度版)』。

それでは、11.3 条の下、具体的にいかなる義務が加盟国の調査当局に対して課されるのであろうか。この点、米国—メキシコ産 OTCG に対する AD 措置事件 (DS282) 上級委報告は、次のように指摘している。

一見して、11.3 条は、調査当局に対して、ダンピングと損害との間の「因果関係」の存在の立証を求めている。その代わりに、同条は文言上、調査当局に対して、AD 税の撤廃がダンピング及び損害の存続または再発をもたらす可能性があるか否かを検討するように求めている。それゆえ、AD 税を継続するためには、「AD 税の撤廃」と「ダンピング及び損害の存続または再発」の間に、前者が後者をもたらすような連関 (nexus) が存在しなければならない。この連関は明確に証明しなければならない。さらに、この点、AD 協定 11.3 条の下、5 年経過後に AD 税を終了することが原則であり、当該期間を超えた継続は例外であることが指摘されなければならない¹⁸。

以上の判例が示すのは、サンセット・レビューにおいて、調査当局はダンピングと損害との間の因果関係を改めて立証する必要はないものの、AD 税の撤廃と損害の再発可能性の間に連関が存在することを明確に証明しなければならない、ということである。さらに、この連関の証明においては、AD 協定 3 条の規律が 11.3 条を解釈する際の文脈として間接的に及ぶことも示唆されている。

このように、11.3 条においても 3 条と区別される独自の実体的な規律が及ぶといえるが、しかし、AD 税撤廃と損害の再発可能性の連関の証明方法は事案ごとに異なる。本件では、ロシアの輸出者が価格約束の対象となっており、欧州委員会はロシアの第三国の輸出価格、ロシアの生産余力、EU・他国市場の魅力などの要素を考慮して、損害の再発可能性を決定した。この点、パネルは「連関」という用語は用いていないものの、このような決定が 11.3 条の求める「実証的な証拠」及び「客観的な検討」に基づくものと認定した。この点、価格約束が存在する類似の事例において、連関を証明するためのひとつの方法として参考になると思われる。

なお、本件パネル報告後に発出された、韓国—ステンレス棒鋼事件 (DS553)¹⁹は、11.3 条に基づく損害可能性分析で違反が初めて認定された事例である²⁰。日本が申立国となった同事件のパネル報告は、AD 協定 3 条の直接適用は否定したが²¹、事例によっては、AD 協定 3 条に類似した分析が必要とされることを示したものと評される²²。同報告と同様、

¹⁸ Appellate Body Report, *US – Anti-Dumping Measures on Oil Country Tubular Goods*, WT/DS282/AB/R, circulated on 2 November 2005, para.108. 同事件については次を参照。梅島修「米国—メキシコ産 OTCG に対する AD 措置 (パネル・上級委)」経済産業省『WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書 (2006 年度版)』。

¹⁹ Panel Report, *Korea – Stainless Steel Bars*, WT/DS553/R, circulated on 30 November 2020.

²⁰ 経済産業省・前掲注 (1) 294 頁。

²¹ Panel Report, *Korea – Stainless Steel Bars*, para.7.54.

²² 梅島修「韓国—ステンレス棒鋼に対する AD 課税措置のサンセットレビュー (パネル)」経済産業省

本件パネル報告も、サンセット・レビューにおいて調査当局が一定の実体的な規律に服することを確認するものであり、AD 協定 11.3 条の今後の解釈・運用に意義を有するものと評価することができよう。